

1 - 6. 施設利用にあたって注意事項

【世帯の状況に変更があった場合】

- ・次のような、入所申込時と状況が変わった場合は変更届等の手続きが必要ですので子ども家庭センターまでご連絡ください。
 - ①転居した場合 ②出産予定の場合 ③保育要件がなくなった場合(退職等) ④保育要件が変わった場合(転職等)
 - ⑤就労状況に変更があった場合(勤務地の変更(転勤等)、雇用期限の更新、勤務時間の変更等)
 - ⑥求職中だったが就職した場合(入所月の翌々月の20日までに就労証明書を提出しない場合は退所となります)
- 【下記の場合は変更届のご提出があった翌月から保育料が変更になる場合があります】
 - ⑦ご家庭の状況に変更があった場合
 - (再婚、離婚、特別児童扶養手当の受給開始(停止)、生活保護の受給を開始(停止)、障害者手帳等の交付等)
 - ⑧修正申告により市民税額に変更があった場合

【保育を必要とする事由がなくなった場合または古賀市外へ転出する場合】

- ・施設の利用を継続するためには、保育を必要とする事由に該当しなければなりません。仕事を辞めたり、病気が完治したり、就学を辞めた場合等は退所となります。また、古賀市外へ転出した場合も、転出日の月末で退所となりますので、ご注意ください。

【延長保育を利用したい場合】

- ・延長保育は保護者の就労時間等の関係から、やむを得ず保育時間より長く子どもを預ける場合に利用できます。
- ・月極の延長保育と都度利用の緊急延長保育があります。入所決定後、各施設で申込手続きを行ってください。
- ・月極の延長保育を利用するには前月末までに施設で申込が必要です。
- ・保育短時間の場合は、必要時間数分の延長保育料がかかります。
- ・申込んだ時間を超えた場合はその都度緊急延長保育料がかかります。
- ・令和8年度4月以降の延長保育料につきましては、変更の可能性があります。
- ・花鶴どろんこども園は料金設定が異なり 18時から19時までは400円(30分)、19時から20時までは600円(30分)です。詳しくは施設へご確認ください。

区分	月極延長保育料(1時間)	緊急延長保育料(1時間)
生活保護世帯	0円	800円
市民税(所得割・均等割) 非課税	600円	
市民税(所得割・均等割)課税	2,400円	

【休日保育を利用したい場合】

- ・休日(日曜日・祝日)保育は、花見光こども園にて市内認可保育所・認定こども園(保育利用)・小規模保育事業所の0歳児クラス(満6ヶ月～)以上の在園児を対象に実施しています。料金は無料ですが、休日保育を日曜日に利用した場合は、利用日前後1週間以内に振替日を設ける必要があります。初めて利用する場合は利用希望日の前々月の平日に花見光こども園での親子面談が必要です。利用希望日の前月1日までに通常利用している保育施設へ休日保育利用申込書を提出して利用予約を行います。面談予約等スケジュールには余裕をもって準備をしてください。また、定員に限りがあるため、申し込んでも利用できない場合があります。

【施設を変えたい場合】

- ・原則、年度途中の転園は認めていません。やむを得ない事情により転園を希望する場合は、手続きが必要ですので子ども家庭センターまでご連絡ください。なお、転園希望の場合であっても、新規入所と同じく、優先順位がありますので、転園希望施設の受入状況により、転園できない場合があります。また、転園が決定した場合、転園後の施設で再度ならし保育が必要です。

【施設をやめる場合】

- ・退所する月の20日までに、必ず退所(園)届を施設へ提出してください。提出が遅れた場合、翌月の保育料がかかる場合等があります。なお、1か月のうち1日も登園がない場合は、原則、退所となりますのでご注意ください。

【感染症拡大防止の必要性がある場合や豪雨等に伴う避難指示発令時の休園について】

- ・感染症拡大防止の必要性がある場合や施設が所在する区域に避難指示等(警戒レベル3以上)が発令された場合等、子どもや施設の職員の安全を確保するため、臨時休園となる場合があります。